

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画
概要版
2023～2032



令和5(2023)年3月
和光市



基本計画の概要

1. 計画の目的

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

また、「第五次和光市総合振興計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）及び「第3次和光市環境基本計画」（計画期間：令和3(2021)年度から令和12(2030)年度）との整合性を図りつつ、平成25(2013)年3月に策定した「第五次和光市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第五次計画」という。）を見直し、本市における今後の一般廃棄物における長期的かつ総合的な方向性を定めます。

2. 計画目標年度

本計画は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間の計画とし、中間目標年度を令和9(2027)年度、計画目標年度を令和14(2032)年度とします。本計画の改定は、計画の前提となる諸条件の変動等を考慮し、おおむね5年ごとに行います。

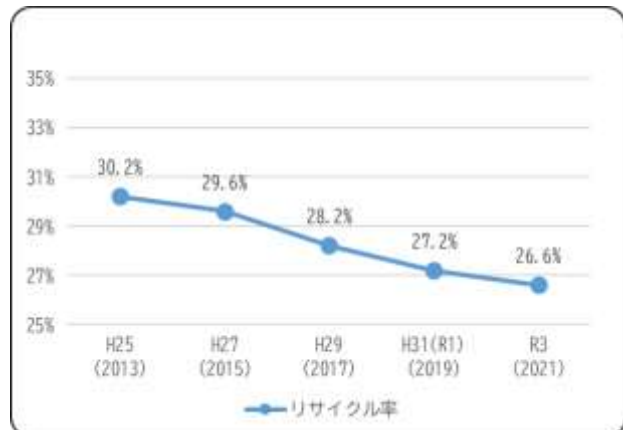
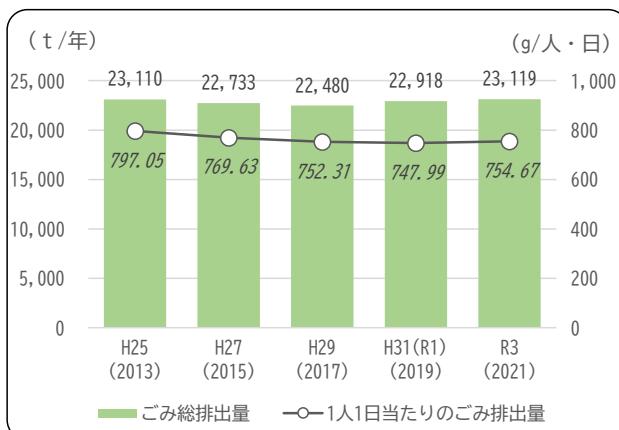
	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)
策定年度	◆										
計画期間		◆									◆
計画目標年度											◆
中間目標年度						◆					
見直し年度						◆					

ごみ処理基本計画



1. ごみ・資源の排出量

本市の人口は年々増加していますが、平成24(2012)年度から平成30(2018)年度までは1人1日当たりのごみ量が減少していたため、ごみの総排出量は減少傾向にありました。しかし、平成29(2017)年度はごみの総排出量がやや増加に転じています。直近の平成31(2019)年度以降は、一転してごみが増加傾向に転じ、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う生活様式の変化のため、1人1日当たりのごみ量及びごみの総排出量共に大幅に増加しました。また、リサイクル率も減少傾向にあります。



2. ごみ処理の課題

1) ごみの発生抑制

発生抑制を推進するため、リユース、リデュース、リフューズの取組の活性化や市民の環境保全意識の醸成に取り組む必要があります。

2) ごみの分別徹底

市民アンケートの結果で、雑がみを燃やすごみとして排出しているとの回答が全体の 59.9%あること等から、ごみの分別を徹底することで、可燃ごみを減量し、資源物の循環を図る必要があります

3) 食品ロス削減の取組

令和元(2019)年 10 月 1 日に施行された食品ロス削減推進法で地方公共団体は、国や県、その他の団体と連携を図りながら、食品ロスの削減に努めることを求められています。また、法第十三条では、食品ロス削減推進計画の策定を求められているため、本市としても、食品ロス削減の取組を発展させていく必要があります。

4) 事業系ごみの削減

目標を達成するには事業系ごみの削減に向けた施策を重点的に推進していく必要があります。

5) リサイクル活動(集団回収)の推進

集団回収を推進することで、資源ごみの分別が徹底されて良質な資源回収ができるようになることや、資源ごみの持ち去り防止、地域のリサイクル意識の向上、市の収集運搬委託費の削減などのメリットや地域コミュニティの発展に繋がるため、引き続き推進していく必要があります。

6) 市民サービスの向上

高齢者の増加に備えてごみ出し困難世帯への支援の拡充や制度強化などが必要になります。また、市民アンケートで家庭に退蔵しているごみがあるとの回答が全体の 63.3%あることから処理困難ごみの排出方法などの情報発信などを推進する必要があります。

7) 災害対策の強化

災害時には、インフラの復旧などのために、迅速に災害廃棄物を処理する必要があることから、平時から災害に備えて対策をしていく必要があります。



3. 計画の基本理念

持続可能な社会の実現を図るために、市民・事業者・行政の協働や4Rを推進して
ごみ減量・資源化目標を達成するとともに、
平時と災害時の双方の局面を前提とした処理体制を構築する



©和光市



©和光市

4. 計画の基本方針

基本方針1

ごみ減量・資源化目標の達成



持続可能な社会を実現し、適正なごみ処理を継続して推進するために、ごみの排出を抑え、まだ使用できるものを循環させる意識を醸成するとともに、排出されるごみを可能な限り資源化することで目標を達成します。

基本方針2

市民・事業者・行政の協働による資源循環の推進



これまで各主体の努力と行動によりごみの減量や資源のリサイクルが進められてきた土台を基に、今後は各主体が協働して取り組む仕組みづくりを行うことで、市全体でさらなる資源循環の輪を広げていきます。

基本方針3

ごみ処理広域化及び資源循環システムの構築

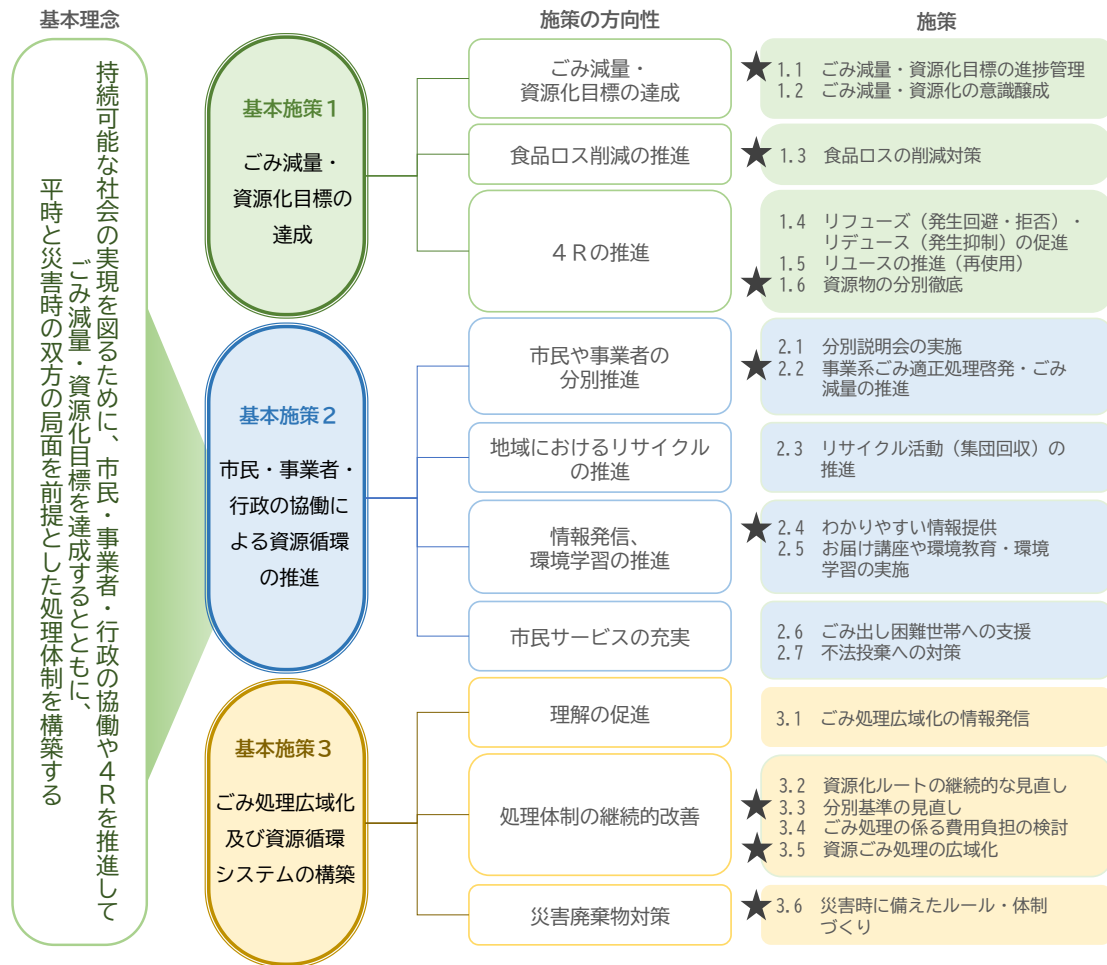


朝霞市とのごみ処理広域化に向けて、市民生活に負担をかけないよう円滑にごみ処理事業を移行するための体制を構築します。また、資源物をより有効にリサイクルできる体制や災害時にも迅速かつ適正に処理を維持できる体制を構築します。

5. ごみ減量化目標

指標	目標値	目標値
	(中間年次：令和9年度)	(目標年次：令和14年度)
家庭系ごみ	447.52g/人・日	440g/人・日
集団回収量	722.46 t/年	722.46 t/年
事業系ごみ	3,105.73 t/年	2,968.00 t/年
リサイクル率	28.4%	27.9%

6. 計画の体系と施策



7. 部門計画

1) 収集・運搬計画

(1) 集積所の管理について

①分別の徹底

市民・事業者に向けて、分別徹底の周知を行います。また、ごみ分別アプリについて導入を推進します。ごみ処理広域化に向け朝霞市とごみの排出方法を統一するため、令和6年までに収集体制に変更していきます。

(2) 収集業務の向上について

①効率的な収集運搬体制の整備

収集委託業者、資源回収業者、一般廃棄物処理業許可業者との連携体制を整え、収集運搬の合理化、効率化を図ります。また、災害に備えた協力体制の構築、保有車両台数等の把握、緊急収集体制でのルール確認や研修等を互に行い、強靱な収集運搬体制を維持していきます。

②ごみの戸別収集及び粗大ごみの運び出し（ひとり暮らしの高齢者宅など）

ごみ出しが困難な市民に対して、地域や社会福祉協議会と協力することによってより幅広い支援ができるよう、協力体制を構築します。また、ごみ出し支援に関しては、収集業者と連携した有料サービスの併設を検討し、市民のニーズに応じて対象者の拡大を検討します。

2) 中間処理計画

(1) 適正処理の維持

令和 10(2028)年度からのごみ処理広域化までの間は、引き続き効率的なごみ処理を推進するため、分別による適正処理、資源ごみの分別保管など、品目ごとに適正に処理委託できるよう運営します。

(2) ごみ処理広域化

令和 10(2028)年度以降は、燃やすごみの焼却処理及び不燃・粗大・有害ごみの破碎処理を広域化します。資源ごみの処理は、令和 10(2028)年度以降も本市で行う予定ですが、将来的には広域化できるように協議を続けます。

ごみ広域処理施設の概要

本市と朝霞市のごみを処理するごみ広域処理施設は、焼却施設 175t/日、不燃・粗大ごみ処理施設 17t/日と施設規模を決定しています。

施設	処理対象ごみ	施設規模
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	燃やすごみ、選別可燃物、災害廃棄物、有害ごみ	175t/日
マテリアルリサイクル推進施設（不燃・粗大ごみ処理施設）	燃やせないごみ、粗大ごみ、選別不燃物	17t/日

〔出典〕「(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画」(令和 4(2022)年 9 月 朝霞和光資源循環組合)

(3) 和光市清掃センターの維持管理

焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、残りの使用年数と費用対効果を鑑み、必要な点検・修繕等を実施します。

また、資源ごみの分別保管施設については、定期的な点検・修繕等を実施します。

3) 最終処分計画

(1) 安定した最終処分場の確保

市内に最終処分場がないため、ばいじん（飛灰）や不燃物残渣は、他市町村に所在する民間処理業者に委託して処理しています。また、災害など有事に備えるため、複数の委託先を確保し安定的な処理を推進します。

(2) 最終処分場の延命化

最終処分場への埋立量を削減するために、可能な限り資源化の促進に努め、最終処分量を減らすことで、処分場の延命化を図ります。

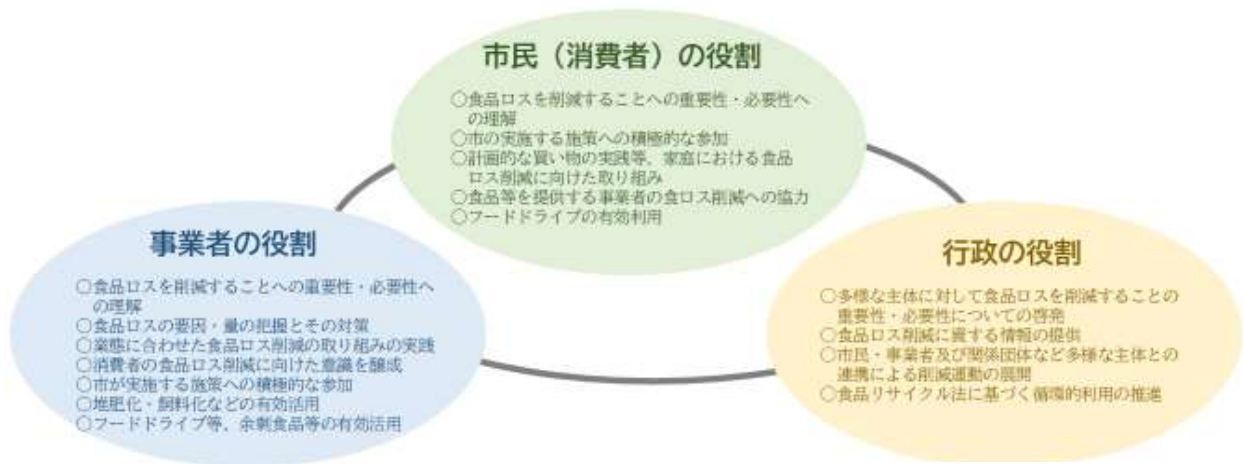
食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減に向けた方針

市民や事業者が食品ロス削減の必要性を認識し、食べ物を無駄にしない習慣を実践できるよう、行動変容の促進を図ります。

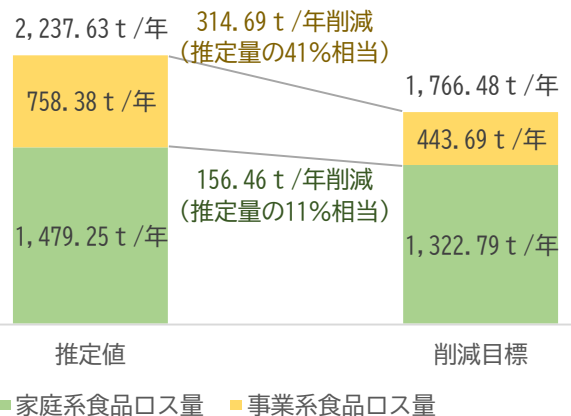
2. 各主体の役割

市民（消費者）、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロス削減に関する役割を認識し、積極的な行動を行っていきます。



3. 削減目標

指標	目標値（令和 14 年度）
家庭系食品ロス量 (1人1日当たり)	156.46 t /年 (4.73g /人・日)
事業系食品ロス量	314.69 t /年
合計	471.15 t /年



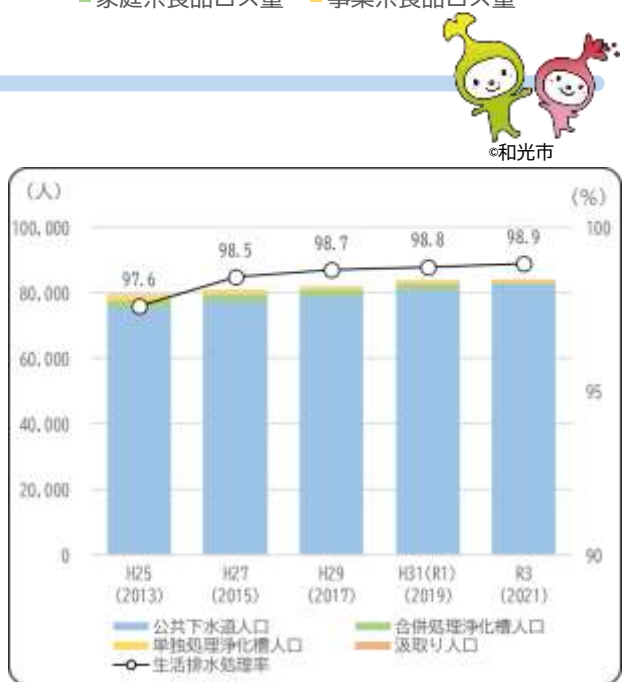
生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の状況

本市の生活排水処理は埼玉県荒川右岸流域下水道で行われていますが、下水道へ接続されていない世帯から排出されるし尿は、汲み取りや浄化槽等を経て許可業者が収集運搬し、朝霞市、志木市、新座市、本市で構成されている朝霞地区一部事務組合のし尿処理場へ搬入して衛生的な処理が行われています。公共下水道の普及とともに、浄化槽、汲み取りを利用する人口は年々減少傾向にあります。

2. 生活排水処理の基本方針

市民の健康で豊かな日常生活と安全で快適な水環境を保全するため、生活排水対策を進め、生活排水処理体制を改善します。



3. 整備目標及び生活排水処理形態別人口の目標

指標	目標値(令和 9 年度)	目標値(令和 14 年度)
計画処理区域内人口	87,804 人	90,662 人
水洗化・生活排水処理人口	87,220 人	90,222 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	524 人	394 人
非水洗化人口	60 人	46 人
生活排水処理率	99.3%	99.5%

4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画

市内で発生するし尿について、迅速かつ衛生的な収集運搬体制を維持します。また、家庭の汲み取り便槽から出るし尿の処理については処理対象人口がゼロになるまで現在の体制を維持しますが、同時に量が少なくなった段階で浄化槽の導入や下水道への接続を促す等の対応も検討していきます。

2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

下水道整備の状況を考慮しつつ、適正に処理を維持管理するため朝霞地区一部事務組合し尿処理場と引き続き連携していきます。

3) 最終処分目標

し尿処理施設から発生する最終処分の対象物は、受入槽などの水槽内に溜まる砂礫（沈砂）と前処理工程で出るし渣（来雑物）です。これらは朝霞地区一部事務組合し尿処理場から搬出され焼却または、再利用されています。今後も適正な最終処分体制を維持できるよう朝霞地区一部事務組合と連携していきます。

5. 生活排水処理の目指す方向性

1) 生活排水処理の将来について

既に令和3(2021)年度において生活排水処理率は98.9%となっており、今後も市街化区域全域を公共下水道事業で整備し、市街化調整区域は合併処理浄化槽または公共下水道事業を選択することで、令和7(2025)年度概成を目指します。

2) し尿・浄化槽汚泥の処理

合併・単独浄化槽及び汲み取り人口の減少に伴い、朝霞地区一部事務組合し尿処理場に搬入されるし尿・浄化槽汚泥量は減少し、また浄化槽汚泥混入率が高くなることを見込まれます。そこで、組合構成市である朝霞市、志木市、新座市と連携を取りながら、将来のし尿処理場のあり方について検討していきます。

第6次和光市一般廃棄物処理基本計画 概要版 令和5年3月



和光市市民環境部 環境課 資源リサイクル担当
TEL : 048-424-9153 FAX : 048-464-1192
Eメール : c0500@city.wako.lg.jp



©和光市